

一般社団法人広島市歯科医師会
会長 熊谷 宏 様

広島市長 松井 一實
(こども未来局こども・家庭支援課)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う
本市母子保健・子育て支援事業の実施方針の変更について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より本市母子保健に多大なるご尽力を賜り、感謝申し上げます。

この度、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更されることに伴い、同日以降、本市母子保健・子育て支援事業の対応については、新型コロナウイルス感染症に罹患した際に外出を控えることが推奨される期間の利用を控えていただくようお願いするとともに、別紙「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方について」を踏まえ、下記のとおり対応することとします。

なお、出務をお願いしている歯科医師に対しては、別途、各保健センターからお知らせいたします。引き続き、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 基本的感染対策について

(1) マスクの着用

マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とする。

※ 新型コロナウイルス感染症に罹患した際は、発症後10日間が経過するまでは感染リスクが残存することから、マスクの着用を推奨する。

(2) 手洗い等の手指衛生、換気

新型コロナウイルス感染症等への基本的感染対策として有効であることを踏まえ、手指消毒薬の設置（希望する者に対する手指消毒の機会の提供）や換気は、引き続き実施する。各事業で使用する玩具等に関する制限は廃止する。

なお、換気を徹底することにより、パーティション（アクリル板等）の設置は必須としない。

(3) 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保

「区常設オープンスペース」及び「健康相談室」の予約制は原則廃止する。

感染症の流行期には、ハイリスク者（妊婦等）の参加にも配慮し、感染防止対策としてマスク着用が有効であることを周知するとともに、必要に応じてオンライン等の方法も積極的に活用する。

(4) 入場時の検温

事業を安全に実施するために発熱者を把握するため、また参加者の健康管理意識の向上に資するため、原則実施する。

2 乳幼児健康診査の実施について

(1) 「令和5年度乳幼児健康診査の実施方針について」、「幼児歯科健康診査の感染症対策について」、「【参考】令和5年度乳幼児健康診査（集団健診）フロー図」及び「健康診査のお知らせ」を別添のとおり変更する。

※ 「健康診査のお知らせ」については、母子管理票への貼り付けは必須としない。

(2) これまで実施していた同伴者の人数制限は今後行わないが、最小限の人数での来所をお願いする。

3 留意事項

感染症の流行期に事業を実施する場合には、保育園等各関係機関と協議のうえ実施する。

(例：親子教室B型での園児との交流)

担当 広島市こども未来局こども・家庭支援課
母子保健係 岩井、柴野
電話 082-504-2623
E-mail ko-shien@city.hiroshima.lg.jp